

宇城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託

仕様書

宇 城 市

第1 宇城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務

1 目的

本業務は令和9年度からの第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、宇城市（以下、「委託者」という。）の高齢者のニーズや実態を調査・分析し、これから取り組むべき課題等を把握し、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に課題を反映させることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日まで

3 業務内容

受託者は、次の各号に掲げる業務内容を実施するものとする。また、今後、委託者が必要と認められる業務が発生した場合は、協議の上、速やかに実施するものとする。

(1) 調査票等の作成

ア 厚生労働省が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施の手引き」「在宅介護実態調査活用の手引き」等をもとに、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する実態調査のための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」「在宅介護実態調査票」「**在宅生活改善調査**」「**居宅変更実態調査**」「**介護人材実態調査**」の原案を作成し、委託者の承認を得た後、調査票を作成する。

イ 調査票の形式はA4版の両面印刷を基本とする。

ウ 調査票の作成部数は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」約**18,000**部。「在宅介護実態調査票」約1,000部。

エ **「在宅生活改善調査」「居宅変更実態調査」「介護人材実態調査」は、調査数、調査方法等は委託者と受託者で協議の上設定する。**

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票等の発送

ア 調査票発送用の封筒、調査票返信用封筒（料金受取人払のもの）、及び調査協力依頼状を作成し、調査票及び返信用封筒等を封入し、それを委託者の指定する場所に持参し、委託者が郵送する。

イ 調査票等の発送用封筒は定型外窓空き（角2）、返信用封筒は定型（長3）を使用すること。
なお、調査票の回収は調査対象者が返信用封筒を使って調査票を委託者に返送することで行う。その際の郵送料（料金受取人払）は委託者の負担とする。

(3) 調査結果の集計・分析

ア 回収した調査票について、受託者が調査結果の入力、単純集計を実施するとともに、必要に応じて属性別のクロス集計、および設問間のクロス集計を行う。

イ 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に反映させることを前提に、集計結果

の分析を行う。なお、必要に応じてこれまでの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「現行計画」と呼ぶ）策定時に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果の経年変化を分析する。

ウ 「在宅介護実態調査」の分析にあたっては、国が示す「在宅介護実態調査活用の手引き」等に基づいた分析を行うとともに、上記ア、イの調査結果を踏まえた分析・比較を行う。

エ **「在宅生活改善調査」「居宅変更実態調査」「介護人材実態調査」の集計・分析等を行う。**

(4) 調査結果報告書の作成

(3)で実施した分析結果について、報告書形式にまとめる。

4 成果品

(1) 調査結果報告書 製本1部、電子データ2部（CD-R、PDFファイル形式）

(2) 集計結果データ 電子データ2部（CD-R、Excelファイル形式）

(3) 調査結果データ※ 電子データ2部（CD-R、Excelファイル形式）

※ 回答者の調査票回答内容等を入力したデータ

第2 その他共通事項等

1 仕様書の性質

本仕様書は、委託者が委託する上記委託の受託者を選定するためのものであり、受託する最低限度の内容を示したものである。

受託者は、プロポーザル方式による随意契約とするが、プロポーザルの際の受託候補者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受託候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると委託者が判断した場合、予算の範囲内で受託候補者はその提案を誠実に実行することとする。

なお、仕様書の作成については受託候補者と協議し決定することとする。

2 打合せ等

(1) 打合せ等

委託者との打合わせは、必要に応じて、適切な方法（往訪、電話、FAX、電子メール、オンライン等）で随時行うものとする。また、協議資料の作成・整理を行う。

(2) 計画作成準備等の説明会

受託者は、必要に応じて熊本県が実施する第10期介護保険事業計画作成に向けた市町村向け説明会に同席するものとする。

3 権利の帰属

本業務に係る著作権等一切の権利は委託者に帰属する。